

## 丹波篠山市立丹波旬の市南部店の指定管理候補者の選定について

丹波篠山市立丹波旬の市南部店の指定管理候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき丹波篠山市議会での議決を得て、市長が指定する予定です。

### 記

#### 1 選定した指定管理候補者

所在地 : 丹波篠山市古森258番地2  
指定管理候補者名 : 丹波旬の市南部店販売協議会  
代表者名 : 会長 森口 和男

#### 2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### 3 提案指定管理料

96,000円/年

#### 4 指定管理候補者の選定

丹波篠山市立丹波旬の市南部店に係る申請書類及び提案内容を総合的に審査し、丹波旬の市南部店販売協議会を指定管理候補者として選定した。

#### 5 特定指定する理由

丹波篠山市立丹波旬の市南部店は、農業者の生産意欲の向上及び都市と農村との交流を図るため平成11年に設置された施設である。

地元農業者で構成する丹波旬の市南部店販売協議会が運営し、旬野菜の直売所として都市部からの利用者が多く、イベントを通じて市内外の消費者及び農業生産者の交流の場としても多くの方に利用されている。

また、同協議会は利用者がさらに快適に利用できるよう同施設周辺の日常清掃や軽微な修繕を行い利用促進に努めている。

以上のことから、同団体は適正な施設管理及び安定した経営実績を有しており、引き続き効率的な運営が期待できる。このため、丹波篠山市公の施設の指

定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同団体を指定管理候補者として特定指定することが適切であると判断する。